

# 団体利用の要件について

吉川市児童館ワンダーランド

令和3年11月19日

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、これまで中止していた団体利用の受け入れを再開いたします。

ご利用にあたり、下記の要件を必ず最後までご確認ください。合致しない場合や同意いただけない場合は、団体利用をお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

## 団体利用要件

次に掲げる要件にすべて合致および同意いただける場合のみ、児童館を団体でご利用いただけます。

1. 児童の健全育成を目的とする団体であること。または、児童館の利用に支障がないと認められる団体であること。  
(吉川市児童館条例第5条第1項第2号、第2項)  
※団体について、人数の規定はございません。詳細は児童館へご相談ください。
2. 「吉川市児童館使用許可申請書(様式第3号)」を利用日の3ヶ月前から3日前までに提出し、許可を受けた団体。  
(吉川市児童館条例施行規則第5条)  
※当日に申請をいただいても、ご利用いただくことはできません。  
※休館日(注1)および開館時間(注2)以外の利用はできません。  
(注1)・毎週月曜日  
・月曜日が祝日の場合はその翌日  
・1月1日から3日まで及び12月28日から31日まで  
(注2)・午前9時から午後5時まで  
・夏季休業日は午前9時から午後6時まで
3. 新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じること。また、児童館の講じる感染防止対策に応じること。  
・来館前の健康状態の確認(37.5℃以上の熱がある場合、咳・くしゃみなどの風邪症状がある場合はご入館いただけません。)

- 小学生以上のマスクの着用（3歳以上についても、できるだけマスクの着用をお願いします。）
- 手指の消毒、こまめな手洗いの実施（児童館にも消毒用エタノールをご用意しています）
- 大声での発声、マスクを外した状態での運動等を伴う活動ではないこと。
- 対面での会話や接触の機会を避けること。また対人距離を確保すること。
- 滞在時間の短縮化、メンバー入れ替えでの利用に努めること。
- 玄関やロビーなどで密集を回避すること。
- 各部屋の定員を順守すること。（使用できる部屋や各部屋の定員については、児童館へお問い合わせください。）
- 児童館ご利用後、利用者が新型コロナウイルスおよびその他の感染症を発症した場合、速やかに児童館へ届け出ること。

4. 児童館利用当日に、下記の項目について記載のある利用者名簿を提出すること。（様式は任意）

- 団体名
- 団体の所在地
- 団体の代表者名
- 代表者の連絡先
- 利用者の氏名および当日に計測した体温

**団体利用の中止要件**

- 社会的に新型コロナウイルスの感染が拡大傾向にあると児童館が判断した場合、団体利用を中止すること。